

堺市社会的養育推進計画 第5回懇話会

日 時：令和元年9月17日（火）14：30～

場 所：堺市総合福祉会館 5階 第一研究室

○事務局 続きまして、本日の出席委員のご確認になりますが、委員7名中5名ご出席いただいております。欠席が加藤委員・山縣委員となっております。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日配付の資料につきましては、第5回懇話会の次第、続きまして、A3の資料1-1、これは1枚物です。続きまして、A4で横書きの資料1-2、資料2のほうが続き番号で3ページ、4ページになっております。続きまして、資料3のほうが続き番号で5ページから9ページまでの資料となっております。

以上、資料のほう不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

本日の議題のほうなんですけれども、次第にございますとおり、1番「代替養育を必要とする子ども数の見込み」、2番「施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」、3番「一時保護改革に向けた取組」をご議論していただくこととなっております。

時間配分といたしましては、おおむね各議案30分程度を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

あと議題1に入る前に、資料にはございませんが、追加で、堺市の児童自立支援施設、先日、堺市長が記者会見で、こちらの整備のほうについての見直しが記者会見であったんですけども、この件について、整備室の本村次長のほうが本日出席しておりますので、報告のほう、させていただきます予定となっております。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行となるよう、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、伊藤座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○伊藤座長 それではよろしくお願いたします。それでは進行を引き継ぎまして、進めさ

せていただきます。

まず、議題に入る前に、ただいまご説明がありました堺市の児童自立支援施設の報告について、よろしくお願いたします。

○事務局 児童自立支援施設整備室の次長本村と言います。どうぞよろしくお願いたします。貴重なご時間いただきましてありがとうございます。

それでは、先ほど、中原もほうからも説明ありました、8月22日に市長の記者会見にて発表しました堺市立児童自立支援施設整備計画の中断につきまして、ご報告をさせていただきます。

本市におきましては、平成30年3月末になるんですけども、南区に約6万5000平米の計画用地を購入させていただきました。ことし平成31年1月になるんですけども、堺市立児童自立支援施設整備計画というものを策定させていただきました。地元説明をもう数年前からやりまして、整備のほうを進めさせていただきました。

皆さん御存じのように、ことし6月に入りまして市長選挙が行われまして、永藤市長が就任をされました。その永藤市長の施策方針としまして、大阪府との積極的な連携を進めるということの基本方針の1つとされまして、事業の必要性や手法などをゼロベースで点検するということ、全事業の見直しをされるということを述べました。

その中で、児童自立支援施設の整備につきまして、ことし1月に策定しました基本計画におけます施設の整備費用、それからその施設にかかるランニングコストを考えた場合、堺市で施設を設置するより効果的な手法として今現在もやっているんですけども、大阪府との連携を図りまして、事務委託について新たに協議をするべきではないかというご判断をされました。

永藤市長が、直接、大阪府の吉村知事に、事務委託の継続の可能性について協議をされました。吉村知事のほうからは、前向きに検討したいという旨の回答が得られましたので、歴史もノウハウもあります府の修徳学院になるんですけども、その施設で、子どもの支援というものをしっかり確保した上で、子どもたちに不利益が生じないということを前提としまして、今般、基本計画に基づく施設整備を一旦中断しまして、事務レベルで、児童自立支援施設に関する事務委託について、大阪府と協議をすることになったという経過になっております。

詳細につきましては、まだ検討に入ったところでございます。何も正直なところ決まっておられません。これからどういうふうにしていくのかという詳細については、大きな方向性が決められた時点、もしくは結果が出た時点で、また皆様のほうにご報告をさせていただきたいと

いうふうに考えております。

簡単なんですけども、ご報告とさせていただきます。

○伊藤座長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。井上委員、いかがですか。

○井上委員　　もう正直、このもう一つ前の社会的養護の推進計画のときの懇話会、そのときに、児童自立をあれだけ話し合っ、堺市としてはこうすべきやということを決められたのが、何かパンと終わられてしまったということは、非常に残念に思うのと同時に、やはりそうなったら、実際にそういった子どもたちの受け皿、それがまた、今までどおり児童養護で担わなければならないのかなと、その点にすごく不安を感じていますし、もうこれから大変やなど。

どうなんですか、実際、大阪府に委託されているそういう児童自立に行くケースの子どもさんというのは、大阪府の定員と実際の子どもさんの人数、それはどういうふうになっています。マンション。

○伊藤座長　　今、修徳に入っている子に占める、堺市の人数とか府の子どもの数とかですね。

○事務局　　今現在、大阪府のほうと事務委託の協定を結んでいるんですけども、その枠としては、21名の枠をいただいております。

ただ、これは子ども相談所さんのほうが詳しいと思うんですけども、実際のところ、そこまでの枠に入れないという実情があると、こういう状況になっていると思えます。

ただ今後、大阪府と詳細を詰めていくんですけども、その辺の人数とかにつきましては、これから施設整備、大阪府立の修徳学院の敷地の中に、寮を増設できるのかどうかも含めて検討していくと。

確かに、井上委員がおっしゃるように、今でもぱんぱんの状態であるということは従前から承知しておりますので、恐らくですけども、寮を整備することになると思うんですけども、そのあたりを含めて、どういう形でやっていけるのかというところを検討していきたいという段階ですので、この場でこれぐらいやりますということを言えれば一番わかりやすいかと思うんですけども、そのあたりに関して大阪府と今後詰めていくような予定になっておりますので、そのあたりが明確といいますか、方向性が出ましたら、また報告のほうをさせていただきたいと思えます。

○伊藤座長　よろしいでしょうか。ありがとうございました。

今の段階でも、もともと事務委託はしていたので、大阪府立の修徳学院の中に、全部の定員の中の枠として、堺市の枠を21人確保してもらっていたというのが今の現状で、これを現状維持しながら、将来的には、堺市の子どもだけが入る寮、寮舎を、府、修徳学院の中につくるという趣旨ですか、今のは、そういうわけではなく。

○事務局　堺市の子どもだけを入れるということになってくるのではなくて、一応、人数的なものというのはどれぐらい必要なのか、寮が幾つ建てられるのかということもあるんですけども、運営に関してはやはり堺市の子どもだけということには、実際のところならないと思うんです。ですから修徳学院の何寮か、今10寮ぐらいあるんですかね、ですからその辺で、その運営のほうは、堺市の子どもとそれ以外、大阪府内の子どもさんであるとか、府外の子どもさんであるとか、いろいろ入るといような形になるのではないかなというふうには思われますので、そのあたり堺市の子どもだけが入る施設という形で、施設の整備ということではないと思われま。

○伊藤座長　何か今回、中断ということで中止ではないと、なので継続して検討はするけれども、一旦ゼロベースに計画を戻すというか、中断をしたという理解でいいですかね。

○事務局　そうですね。人数とかに関しては、今後調整というか、検討、協議のほうを進めていきますけども、今の枠を守るとかというわけではなくて、新たに堺市の子どもをちゃんと入れてもらえるような形で。

○伊藤座長　堺市に児童自立支援施設をつくるという計画は中断して、でも、今後もまだ検討する余地はあるということですよ。

○事務局　そうです、はい。といいますのも、大阪府の修徳学院の敷地自体が、埋蔵文化財のたくさんあるところになっているということでお聞きしております。そのあたり施設を、言うたら整備できるのかどうか、修徳学院さんは100年ぐらい歴史のある施設ですので、恐らく以前に整備された建物について、そのあたり埋蔵文化財の調査ということ自体がそんなに法律的に厳しくなかった時代に建っているものだと思います。ですから、今回建てているとなると、その部分がクリアできるのかどうかということも含めて、調査が必要やというふう聞いております。ですから、ちょっと時間のほうは幾らかかるかわからないんですけども、施設のほうの整備を進めていく中で、僕らが今イメージしている部分では、今の定員が修徳さんで、大阪府のほうの養育の計画には、堺市の数字は入っていないということをお聞きしており

ますので、その部分をプラスアルファしていただくというようなことになるのであれば、施設の寮を増設するということになるのかなというふうに考えております。

ただ、寮を増設した分に入る子どもさんが堺市だけなのかということ、それは運用といいますか、運営の中で、いろいろとされていくことになるのかなというふうに思いますので、だから、今は、100名弱の枠の中で21名という枠を設けてもらっていますけども、今後は永続的に、何名かの入れる子どもさんの寮をつくっていくと、枠をとるというという考えになってくるのかなと思います。

○伊藤座長　　ちょっと2点、コメントしたいことがあって。1つは、先ほどの説明の中で、コストの面の問題が、そのこの堺市の予定していた南区につくるよりも、事務委託、府との提携をしっかりと見直していったほうがコスト的にはいいということだったんですけど、確かに、コスト的にはそのほうがいい面もあるかもしれませんが、一人一人の子どものケースワークを考えたときに、子相の職員さんが行ったり来たりをする時間とか、コストとか、負担とか、あと、子どもの家族とかが面会に行ったりとか、行事のときに行ったりすることの負担、堺市内だったら面会に行けるけれども、修徳だったらちょっと気持ちが続かないとかということもあろうかと思うので、やっぱり子ども一人一人に必要なケアとか、必要なケースワークを考えたときに、果たして本当にそれが、その選択肢がベストなのかどうかというのは、ぜひ市長等にも行政のほうにも、本庁のほうに、考えていただきたいなというのが1つです。

もう一つが、今おっしゃられたとおり、大阪府のこの推進計画のほうでは、他都市から入っている分の子どもたちは念頭に置かずに計画を立てています。それは、神戸市でもほかのところでも一緒なんです。堺市の場合は養護施設が4つしかない、乳児院も児童自立も児童心理もない状態で、社会資源が非常に少ない中で、他都市にいろいろお願いをしている状況の中で、それを踏まえて、堺市のこの計画を立てるときに、結局そういった、ちょっと本来別の種別の施設で受けるべき子どもが、児童養護施設とか里親さんのところにおいておいてもらえない状況になっているので、そういった堺の子どもを一人一人のケアニーズに合った受け皿に措置をする、お願いをするということを考えたときに、本当にこのまま何も持たないまま、何もというか、ふやさないままでいいのかどうかというのは、ちょっと検討していく必要があろうかなというふうに思います。

2つとも質問ではなく、意見というか感想でした。

ほかの委員の先生方から、ご意見、質問と、はい、お願いします。

○福田委員 幾つかございます。

1つは、今回の決定は、私にとっては意外でした。といいますのは、児童自立支援施設って多分、児童福祉法でも、都道府県指定都市が設置しなければならないというふうに定められている施設種別であって、児童自立支援施設って名前になっていますけども、本当に感化院のころからずっと歴史のある施設だと思います。ですので、その歴史をどう継続していくのか、そういうことについてしっかり深く検討されたのかというのは疑問だなと思っております。

それから2点目は、堺の社会的養護施設の状況というのは、ここでも検討されているように、児童養護施設に本当に大きな負担がかかっている。ほかの選択肢が余りないという中で、多分、これまで検討された中で、児童自立をつくるぞということになったと思うんですけども、果たしてそこらが十分検討されたのかというのは強く疑問に思います。

それから府と堺が、もう少し社会的養護の問題で近隣の自治体と連携をとっていくということとはとてもいいことだと思うんですけども、それは縮小していくとか、効率化を図るとかということとはまた違った文脈で連携というものを考えてほしかったなというふうに思います。

それから続いて、コストのことがきっとここにあったんだろうと思うんですけども、コストをどこで見るのかということなんですけども、多分欧米等で、子どものコストを計算するときというのは、今ここで幾らかかるかではなくて、彼らその後、どう成長していくかというところまでしっかり考えて、コストというのを考える。つまり、逆に言うと、子どもの時期にはしっかりお金をかけるということが、逆にコストにとってはプラスなんだという考え方もありますけども、そういった面について、十分検討されているとは思えないなというふうに思います。

それから最後になりますけども、今回、首長がかわったということで、こういった判断がなされたということだと思いますけども、であれば、きっと児童自立支援施設をつくるプロセスでも、検討会なり審議会なり懇話会なりがあったと思うんですよね。それから、この社会的養護の計画を立てる懇話会もあるわけですけども、そういったものをどう考えるのか。結局かわったら首長の判断でもう一回、一から考え直しますよということであれば、そもそもこういった検討会をやっている意味をどう考えるのか。そこにとても疑問を感じますので、そこらは、こういった会議でそういった意見があったということ、強く市長さんには連絡いただいて、当然、それに対する回答というものが必要だろうと思っています。以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

○中村委員 特に、重複しているので大丈夫です。

○門屋委員 里親会のほうでも、里親啓発をしているんですが、やはり児童福祉の観点から、児童自立支援施設というのは本当になくてはならないセーフティーネットの1つ、入る子どもさんの権利だけではなくて、受け皿となる家庭丸ごとをちょっと守っていただくためのものでもあると思っています。

今回、市長がかわられて一旦中断という形になりましたけど、この中断という判断が、今、子育てにすごく困難を抱えながら子育てしている、特に児童養護施設に入っておられる社会的養護の枠にあるというだけではなくて、在宅におられる親子にとっても間接的に追い詰めるような、何かしら、そういうところに追い込まれる感というのはやっぱりあるかと思います。教育現場にしても、多分そうだと思います。子どもを守るという観点を、もう一度本当に立ち返っていただきたいなと思います。

○伊藤座長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、今出た意見のほうを、ぜひ市長に届けていただくなり、ご検討いただくなりしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事次第に従って進めさせていただきたいと思います。

議題の1番「代替養育を必要とする子ども数の見込み」について、事務局のほうからご説明よろしくをお願いします。

○事務局 子ども家庭課の岩本です。着座にて説明させていただきます。

資料1番の1、資料1番の2を使って説明させていただきますので、A3を縦に、A4を横にさせていただきます、資料のほうを見ていただければというふうに思います。

まず、A3の資料1-1のほうから説明をさせていただきます。

「代替養育を必要とする子ども数の見込み」ということで、これにつきましては、前回、今回5回目なんですけども、3回目の懇話会で既に説明は済んでいるんですけども、今回、見込み数の変更ということでご提案をさせていただきます。

まず、算式2の説明です。説明書きが書いていますので、読ませさせていただきます。

「現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数※の割合」ということで、※は何を指すかといいますと、この括弧書きで書いてあります2行目の後ろのほうに、「医療的」と書いているところがあると思いますが、ここを読み上げます。

「医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えられることに留意すること。」こういったお子さんを留意しまして、割合を出していきなさいというようなことになっております。

これは、算式2というような手法ですけれども、参考に、算式1という手法がございまして、その手法につきましては、乳幼児であったり、学童期であったり、措置されているお子さんの年数によって機械的に里親の委託率の割合を出すようなものです。

我々堺市としましては、算式1ではなくて、子どもさんのニーズに合った見込み数を出すということで、算式2を使わせていただいているというところになっております。

横型のA4のほうで見ていただきますと、一番上にラインを引かせていただいていますけれども、算式1で出した数字と算式2で出した数字ということで、人数、割合がわかるかと思えます。堺市においては、算式2を採用させてもらっているというところになっています。

これを踏まえまして、今回、変更の要因というのは2点ございます。1点目は、左側の表になります児童人口が変わったという点と、先ほども説明がございました児童自立支援施設等のこの部分に変更になったというところで、ペーパーのほうを差しかえさせていただいています。大きく上のほうが（旧）の表で、矢印で下に（新）の表というところになっております。

（旧）のところでは、児童人口ですけれども、令和11年度合計で12万2869人だったものが、（新）の児童人口ですけれども、令和11年度のトータルで10万9746人ということで、大分、児童人口が減ったような形の推計値となっております。

また、2つ目の変更点ですけれども、児童自立支援施設等というところで書いてあるこの数字が、ごらんのとおりの形で、数字のほうをあらわさせていただいております。

この2点の変更によりまして、（新）のほうを見ていただきたいんですけれども、一番右側の将来推計代替養育見込数に網かけをさせていただいていますけれども、令和11年度合計で312人、50人、51人、211人。この312人が、将来、代替養育を必要とする見込み数であるというふうに考えます。

そのうち、先ほどの算式2で算出しました、ケアニーズに応じた里親委託率を出すに当たっての割合を導き出しておりますので、その割合を、3つの階層に分けて掛け合わせましたら、令和11年度、37人、30人、108人、トータル175人ということで算出をさせていただいております。

施設のほうにつきましては、残りの137人というところで算出をさせていただいて、一番

下の※ですけれども、上記試算によりまして、新たな里親等への委託子ども数及び施設養育の必要な子ども数の見込み数を、資料1-2で説明をさせていただきたいというふうに思います。

そうしましたら、横型の1-2をごらんください。

ここでポイントとさせていただいているのが、点線で①番の80人と、②番の110人というところです。ここの説明をさせていただきます。

まず①番ですけれども、前回目標（案）ということで、下の箱の中を見ていただきたいんですけれども、前回、このような形で、80人ということで提示させていただいております。

この80人の導き方というのが、ケースワーカーのニーズ調査におきまして「適切な里親が確保できない」と答えたのが44.9%でございました。ですので、里親さえ確保すれば、委託できる可能性があるというふうに考えたため、もともとの算式2に出た数字に対しまして、ここで言う175に対しまして、約45%を掛けたものが80人という形で、前回の懇話会で導き出しましたというところがございましたが、今回の目標（案）②番というところで提示させていただきたいのが、前回の目標は、里親の数さえおれば委託できるというようなものだったんですけれども、数だけじゃなくて、現在、里親委託に対して同意しない親というのも多くさんおられます。その同意しない親の部分を同意していただけるように、そこは働きかけなければいけないというふうに思いますし、また子どもだけの状態じゃなくて、受け皿はどうなんだというふうに考えたときに、直近の里親登録の伸びであったりとか、里親の受託率などを勘案しましても、この110人ぐらいというのは、10年後大丈夫か、ちょっと目標としては目指すべきものではないかというふうに考えているところで。

あと最後は、余談の部分になりますけれども、基本的には、算式2の175人というのを目指していくというところで間違いはないんですけれども、なかなかそれを10年でというのは難しいというふうに思います。しかしながら、じゃ、いつ達成できるんだというようなところになりますので、おおむね20年後に目標に達するものというところで、1年ごとに6.45人ぐらいの委託を進めていって、現在、令和元年度末から約20年後の21年度には175、算式2の部分に持っていければなというふうに考えております。

以上が、「代替養育の必要な見込み数」の説明になります。

○伊藤座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

これ、今回の目標（案）のところで、この里親委託率を達成するには、毎年6.45人の子どもの里親委託を進めていって、比例的に令和21年の目標達成に向かっていこうとするものなんですけど、受託率は、堺市の場合は何%ぐらいですか。

○事務局 直近5年ぐらいで言いますと、5割ぐらいですね。

○伊藤座長 5割ぐらい。

○事務局 はい、ですね。

○伊藤座長 5割弱ぐらいですか。

○事務局 5割弱ぐらいですね。

○伊藤座長 全国的に見ても、大体四十数%なんですか。

○事務局 そうですね、5割弱ぐらい、はい。

○伊藤座長 ということは、毎年6.45人の子どもを委託していこうと思ったら、毎年その倍ぐらいの里親さんをふやしていかなければいけないというところがございますね。

○事務局 はい。

○伊藤座長 とか、受託できる状態に里親さんを持っていくというか、トレーニング等も含めてということですよ。何か、大丈夫ですか。

○事務局 いいです、はい。

○伊藤座長 委員のほかの先生方からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。いいでしょうか。

目標値って、数字そのものは、これが高過ぎるとか低過ぎるとかということは、実はそんなに重要じゃなくて、そのために何をどうするのかとか、具体的な、誰が何をどう責任を果たしていくのかとか、行動の内容のほうが大事やと思いますので、またこれを踏まえて、計画のほうを考えていけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

2番「施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」について、事務局のほうからご説明、よろしく申し上げます。

○事務局 資料2をごらんください。ページで言いますと、3枚目、4枚目を横に並べながら見ていただければと思います。

左側がございますのが表と、その右側が、課題と取り組みということでまとめさせていただいております。

先ほど、里親委託率とか里親委託する人数が175人ということでお伝えをさせていただきました。この左側の表にあります里親等と小計のところですが、175人ということを書かせていただいております。

その内訳がごらんのとおりのところでございまして、今回、資料2の分では、施設のご議論というところになります。175引く312というところで、小計で137というところの内訳が、この乳児院から障害児入所施設までの内訳となっております。堺市のほうでない施設もたくさんございます。

このポイントというのは、今現在、児童養護であるとか、乳児院であるとか、里親であるとか、里親委託率の分母になるような施設の中で措置されている子どもたちが、本来はこの施設がよかったんじゃないかというようなことです。ですので、堺市の現状が、もう既にあらわれているようなところとはなっております。

この数字に対して、これはもう将来目指すべき目標値というところで、確保数ということで書かせていただいております。ですので、非常に、先ほど里親の部分でいいましたら、80とか22とかというこの里親の数にどれぐらい確保数があるのかというところは、これぐらいの数があるというところで見込ませていただいておりますし、施設のほうでいいましたら、入所率を勘案しまして、例えば1.1倍させていただいていたりする分であるとか、一部、（本体）って書いてある13人に対して64というところで、ちょっとこれは1.1倍どころじゃない部分があるんですけれども、これにつきましては、今、国が示している高機能化という部分で、1施設において4ユニットで、1ユニットの中で4人でケアしなさいというような部分がございますので、1施設で16人程度の高機能化を備えた施設というふうな形で仮定しますと、堺市は4つございますので、4掛ける4掛ける4施設、64という形で導き出させていただいております。

少し数字が合わない部分があるんですけれども、このような部分の確保数というのが、堺市として目指すべきものなのではないかというところで、仮定というか、想像をさせていただいている状況となっております。

これを踏まえまして、右側の（2）番の課題のほうに行きたいと思います。

①番と②番が、この表にリンクするような形での課題というふうに認識しております。

①番は、まともに心理治療施設などが無い本市におけるケアニーズの高い児童への支援、これを今後どうしていくのかという部分であるとか、また②でありますけれども、里親がだめで

したら、次の小規模とか分園の話ですけれども、「できる限り良好な家庭環境」これをたくさんつくっていくには、この2つの施設の設置が必要であるということと、あと③、④、⑤につきましては、多機能、機能転換になるんですけれども、ここは、一時保護委託が、この後の資料3の説明でもさせていただくんですけれども増加傾向にある中で、施設において、受け皿を確保していかなければならないという問題、そして里親登録数をふやしていくには、施設もフォスタリング機関として里親と協働する等の支援を、さらなる充実をさせていかなければならないということ。そして⑤番として、なかなか家庭復帰が見込めないようなお子さんに対しては、自立支援とアフターケアが重要だということで、課題として書かせていただいております。

この5つの課題に対して、取り組みというところで、リンクするような形で、⑤番まで、番号を振らせていただいております。

まず1つ目ですけれども、読ませていただきますけれども、ケアニーズが高い児童への支援につきましては、今現在でも、児童養護施設を中心に取り組んでいるところでありますけれども、今後はさらに、高機能化の取り組みとしまして、施設の中で、専門職であるとか職員配置を手厚くしまして、被虐等の障害の特性に応じた支援を行っていきたいと考えます。

また、この高機能を推進するための研修などを推奨し、そして施設職員の能力向上を図ることと、人材確保という部分についても非常に困っていると、なかなか難しいというような状況がございますので、その採用の支援であったりとか、やはりやめないというような離職を防ぐ取り組みというの、我々堺市としましても施設と一緒に考えていかなければならないというふうに考えています。そして、ニーズ調査でもありますとおり、本市にない施設についての今度の確保策、こういったものにつきましても、今後、検討をしていく必要があるというふうに考えています。

②番につきましては、小規模の話ですけれども、基本的には、本体施設の近隣に、近所に、このような施設を設置しまして、職員のフォロー体制ができる体制であるとか、2棟を併設することによって、突発的な対応に備えるような工夫をしていくということを考えております。

3つ目につきましては、一時保護委託の話ですけれども、措置されているお子さんと、一時保護しているお子さんというのを分けて養育していくということが、目指すべき形だというふうに思います。このために、施設におきまして、一時保護専用施設の配置を検討するということ、そしてまた、乳児の一時保護機能を充実させまして、緊急一時保護に対応できる体制を整

えていきたいというふうに考えます。

④番です。フォスタリングにつきましては、現在、まだちょっと未確定な部分がございます、子ども相談所と民間を中心としました包括的な体制、方向性を見据えまして、今後の里親支援の役割というのを整理しまして、質の高い里親養育体制の確立を目指していきたいというふうに考えます。

5つ目ですけれども、施設を退所した後に、困ったときの相談相手が施設職員ということの割合が結構四十数%ということで高かった経過を踏まえまして、国の予算措置等の動向も視野に入れていながら、自立支援専門相談員の配置を検討していきまして、アフターケアの充実を図っていきたいというふうに考えています。

以上が、資料2番の説明となります。

○伊藤座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。じゃ、井上委員。

○井上委員 まず1番目、①なんですけど、児童心理治療施設が全くない。実際にいろいろな施設を聞いていると、前のこの懇話会でお話させてもうたかもしれませんが、やっぱり小規模でケアすることがすごく難しいと。実際、そういうふうに、児童心理治療施設の施設長の方とお話させてもうても、そっち方面へは目指しているんですけど、今なかなか難しいですねという話を言われています。ですから、そういうところで、実際にこういう子どもたちが、今、児童養護施設の中にたくさん来ていますので、本当にあの子たちがそういう小規模なところで、4人、6人の世界でいて、果たして養育できるのかと、そういう不安はもうすごくあります、まず。ですから、その辺の検証は、きちっとできていないんじゃないかなと。

それと、ちょっとその手前の資料2に戻ってですけど、この児童自立のニーズ調査が5つて書いてあるんですけど、これは施設、5名ということですか。

○事務局 今、先ほど言いました里親の分母となる施設というのが、児童養護であったり、乳児院であったり、里親というファミリーホームというところで、そこに措置されている子どもに、ケースワーカーにニーズ調査をすると、自立がいいとか心理がいいとかという形の回答が得られたというところなんです。その数の割合とこの312人の割合に当てはめたところ、このような312人に置きかえた場合については、児童自立が5人程度いるというような想定ということになります。

○井上委員　でも、実際、これ、もう一つの資料1-1やったら、21とか22とか書いていますけど、この辺は。

○事務局　これは、この資料1-1の（新）と書いているところの児童自立支援施設の23とか22とか21とかという、ここの数字の並びにつきましての説明になりますけれども、もともとは、上を見ていただくとおり、最後のほうで言いますと、30という形で想定はさせていただいていた。

この説明なんですけれども、実際、先ほど、冒頭説明ございましたとおり、中断とはなったんですけれども、今後、令和何年度から例えば増設するとか、令和何年度からどうなるかという部分については、まだ全然未確定な部分でございまして、じゃ、どうやってこの数字を出しているのかといいますと、過去の平成30年度までの直近の5年間分ぐらいで、児童自立とか心理とかに入っているお子さんの平均の入所の数を出しまして、その入所の人数と、この1個左側の6歳から17歳までの人数、249人から232人までの人数があるかと思えますけど、これに大体10%から9%ぐらいが入所しているというような状況でございましたんで、単純にちょっと状況が未確定な部分が多かったんで、9%から10%ぐらいの割合を掛けて、この23とか21とかというのを導き出したような状況となっております。

○井上委員　それはちょっと、数字的にあれっと思っている部分があるんですけども。それとまだあるんですけど、これは次の議題になるのかもしれませんが、児童自立がもしなくなってしまった場合には、一時保護委託というのが児童養護に、今後ふやすという話になってきたら、どんどん入ってくる可能性もあると思うんですね。ですから、そういうところの数字というの、もう全く、何か今のままではちょっとまた違ってくるのかなというところが心配にはなっています。

あと、何か言おうと思っていて、今のところは、これを聞かせていただく段階では。

それともう一つ、最終的に20年後、4掛ける4掛ける4、64名という数字になっていきますけども、これ自体が、ですから本当に、まず実現可能なのかなと。前回の施設のほうの調べた中で、資料として出させてもらいましたけども、実際に、前回の資料の何ページでしたか、施設数が、小規模の施設が物すごく多くなってしまうと、これ、本当に堺市で可能なのかなという気がして仕方がないんです。ですからもう少し、もうもっと長くなってもいいと思うんで、現実味のあるような形の計画にはできないのかなと思うんですけど、その辺、どんなものなんですかね。

○伊藤座長　　じゃ、事務局のほうから。

○事務局　　そしたら、その現実味というところ辺は、資料には出ていないんですけども、やっぱりこの将来の部分と10年後という部分で我々のほうとしましてもすごく意識があって、まず10年後の話をさせていただきたいんです。ここには反映させていないんですけど、施設さん、4施設のほうから10年後ということで計画を既にもらっている状況です。10年後、例えばAの施設ではこのような形で、小規模化とか高機能化を考えているというようなものが4つ来ているというような状況です。

　　ほんで、我々のこの1-2で示していますとおり、この点々で書いています②番とか①番で想定した里親の数とトータルの分母の312人を引いた施設の数というのが、施設さんが出していただいたものと、この1-2で残ってくる施設の定員数というものと、どれぐらいマッチするのかというような検証ですけども、私なりにその検証をしてみますと、別に今、施設さんが出していただいている定員が少ないとか多いとかというものじゃなくて、大体、我々堺市が求める施設さんの定員に今現状なっているというところですよ。

　　それというのは、例えば110人で委託数を見込んだ場合についてなんですけど、このとおりにいかないかもしれないというところで、じゃ、110人なのか80人なのかというのを、どの時点で、どの人数で、その施設の数とかというの見込むかというところですよと、やっぱり110人はちょっと怖くて、80人ぐらいで見込んだときには、見込んでも十分、施設さんの定員というのは、それを補えるような定員数となっていますので、つまり、その施設の計画と、この10年後の我々の計画というのがマッチしていないというのではなくて、その辺は子どもさんの養育を満たすような受け皿が十分あるというふうに判断をしているというところになっています。まずこれが、10年後は、井上委員がおっしゃられているようなことに対しての疑問点については、自分の中では払拭できているかなというふうには思っております。

　　ちょっと将来につきましてはなかなか、これが施設さんの施設整備であるとか、さまざまな要因によって、そこは一概に言えない部分があるので、一定、この資料2の3ページ目の部分については、堺市として、これぐらいの確保ができれば最高だ、ベストだという形で示させてもらってまして、なかなかここに行き着くまでには、これは、ここはあくまでも20年後とか言ってなくて、目標とすべき施設の形態ということで書かせていただいているので、こういったところを見込んで、今後、進めていかなければならないというような形で、今まとめているようなところでございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、何か。

○井上委員 いえ、もうそれで結構なんですけれども、あと何を聞こうと思っと思ったんやんな。それでいいです。またあれば、後で質問させていただきます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

これはやはり、児童心理治療施設と児童自立支援施設、あと障害児の入所施設のニーズが高いという結果にニーズ調査の結果でなっているので、何かしら、今現状ある4か所の養護施設だけでは、どうもちょっと将来的に見たらしんどい状況というのがもう明らかになっていると思うんですね。

なので、今回、児童自立支援施設の整備については、ちょっと一旦中断ということになりましたけれども、児童心理治療施設ですとかのほうは、どっちがハードルが高いのかあれですけども、ケアニーズの高い子どもをしっかりと社会で見られるような受け皿をつくるということも一つ目標に、里親委託率もかなり高い目標だとは思いますが、施設も高機能化したものをひとつ受け皿をつくるということで、何とかニーズに応じていける体制整備ということにならないかなとは思いますが、そのあたりは、ほかの先生方とかいかがでしょう。

○福田委員 僕、この資料の2の、ニーズ調査による目標とすべき施設の形態を見たときに、先ほど井上さんがおっしゃったみたいに、こうなんのかという、結構意外な数字やなと思って。さっき僕は、児童自立支援施設の話も少し言いましたが、これを見たら、児童自立は先送りしたほうがいいんじゃないかというふうに言わざるを得ない数字かなと、そうじゃないのか。

○事務局 これは、先ほど言いました里親の分母となる部分から来ていますので、要するに、児童養護に入っているんだけど、自立のほうはよかったというような部分なんで、もともと自立に入っている子どもたちは、ほかにもいてるんですね、というところ。

○福田委員 何か僕の見方が、理解が間違えているんやなと思って、今すごく問題が解決しましたけども。そういう意味でいくと最終目標とすべき、要するに10年後にいるであろう子どもの内訳、児童自立は何人とかというのが、すぐとれないやろう、それはあるのか、その資料は。

○事務局 10年後に、児童自立が何人ですか。

○福田委員 要するに、10年後はこういう姿になったらいいよねというのを知りたいと思ったら、どの表を見たら一番すっきりわかるんやろう。今で言うと、これはニーズ調査の中

の児童自立がこれだけです。実際には、別に入っている子がいますよねという話じゃないですか。じゃ、10年後に、児童自立は何人とか。

○事務局　それと言いましたら、5人というのが出ていますので、23とか21とかという、この資料1-1のこの人数に単純に5人を足してもらいたいような数が。

○福田委員　10年後の姿。

○事務局　推計ですけど、これはちょっとばくつとしているような部分があるんですけど、そういう姿になります。

○福田委員　ほんなら、乳児院は2人ではない。将来どれぐらい乳児院に入っている子がいるかなというのを知りたいなと思ったら、どこを見たらわかるやろう。僕だけわからへんのかな。

○中村委員　いや、僕もわからない。

○福田委員　多分、その数字がないと、10年後どうしようかという、何か議論がちょっと難しいかなと思って。

○井上委員　例えば、21に5を足せばええということやったら、横の乳児院の0~2の50人のところに、この人数を足せばいいということですか。

○福田委員　そういうことですか。

○事務局　ちょっとその辺の内訳というのは、資料としてはお示しできていないんですけど、これ、私の手元にはあるような状況でして、それも、この数字を出すには、312人という割合から、今現在、乳児院とか里親とかで措置されている部分の割合を導き出していったら大体これぐらいになるだろうというものについては導き出せるかなというふうには思いますけど、今は手元にはお配りはできていないです。

○伊藤座長　0、1、2歳については、基本、里親って考えたら、0、1、2のところのその50のところに2を足して52人だけど、これが全部、里親のところにしているといいよねということですよ。

○福田委員　ということですか。そういうことね。

○事務局　でも、やっぱり里親には行けなくて、医療的ケアとか新生児で、依然として乳児院じゃないとだめという子が2人ということだったと思うんですよ。

○伊藤座長　なるほど、ここ2人。

○福田委員　なるほど、だんだんわかってきました。すいません、何か理解が乏しくて。

そういう意味で言うと、やっと帰ってきて、先ほど、伊藤座長がおっしゃったように、児童心理と障害児入所についてはちょっと厳しいよねという。

○伊藤座長　このまま、ないままでは厳しいので、建てる方向で計画に盛り込めないかというのが1つの提案です。

○福田委員　その方向性として、さっき説明してくれた4ページの部分ですか、これからこうなっていくんだよということについては、なるほどな、もしくは考え方によってはいろいろな考え方がある部分もあるかなというふうな気がしてはおりますけども、ここに行く子どもの内訳みたいなものがずっとわかるものがあると、何か議論しやすいかなというふうな気はして。ごめんなさい、僕、すごい勘違いして、児童自立は要らんやんと思っちゃったんで、これだけを見ると。

○事務局　それは、プラスですね。

○福田委員　プラス、ふえるということですか、これでいくと、今よりもふえるよと。

○事務局　そうです、はい。

○福田委員　わかりました。何か議論をとめちゃって、申しわけないです。

○伊藤座長　ありがとうございます。

またもし必要だったら、次回から、もう実際に計画に落とし込んでいく議論になるので、何かわかりやすい見せ方とかも大事になると思うんで。

○事務局　そうですね。次回については、全体像をお示しさせていただこうと思っているんですけども、既に議論もそんなにしないでいい部分もあると思いますし、このような部分については少しくローズアップさせていただいて、提案させていただいて、こんなふうにまとめていますのですけどどうでしょうかというような投げかけはできるかと思いますので、今の話、ちょっと。

○伊藤座長　福田委員のご指摘を踏まえて、ちょっとわかりやすいグラフなり表なりを、ちょっとご用意いただけるといいかなと思います。

○事務局　はい、わかりました。

○伊藤座長　よろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。では、門屋委員をお願いします。

○門屋委員　多分、子どもが社会的養護というか、施設に入ったり分離されるというところの原因というか、要因というのが、やっぱり虐待であったりネグレクトであったり、そもそも

親御さんがいらっしゃらないとかという全く孤児的なところから、どんどん社会的な背景が変わってきているので、そう思ってくると、子どもさん自体が、私もそうですけど、見ていて、ある意味、里親のところに来て施設にいてもそんなのかもしれないんですけど、過剰適応しているというか、やっと何か安心していただいて、その過剰適応のよろいをばんと脱ぎ捨てるお子さんに、大人のほうがついていけなくなる時があるというのがあるので、そういう意味では、本当に心理施設は必要になってくると思いますというのか、もう今、そちらのほうのウェイトは高いと思います。

そこからどんどん、子どもさん自体が加害行動に行ったりとか、非行行動に行ったりとか、子ども自身が、自分でもどうそれを消化していいのかわからずに、そちらに行ってしまうというのが現状にあるかと思うので、その一歩手前でというのであれば、本当に心理施設はすごく重要になってくるなと思います。

加害行動まで行ってしまうと、親としてもというのか、家庭で見ていく者としても、本当に喪失感というのか、もうこのままで大丈夫なのかとか、今までの私たちのプロセスがあったからよろいを脱いでくれたのかなって思いませんか。

○伊藤座長　　なので今、里親さんのところでも、そういったケアニーズの高いお子さんを非常に受けている中で、子どもにとっての受け皿としてのだけじゃなくて、児童心理治療施設をもしつくることのできたとしたら、入所部門と通所部門があったりするので、通所でまた支援を受けられたりするという意味では、里親支援という観点からも有効なんじゃないかというご意見なんですかね。

○門屋委員　　年齢的に低ければ、出す行動自体もまだ対応し切れるので、それこそ、授業中にじっといられなくて動き回って、少し学校のほうに付き添うと落ちつくとかというようなところだといいいんですけど、子どもが成長していくと社会にどんどん出ていくので、手も離れていきますし、目も離れていきますしとなったときに、だけど親として抱えないといけないとか、家庭として抱えていけないといけないというときに、本当に里親自体がパンクしちゃうので、そういったケースがどうしても里親会の中でふえてしまうことは、多分きっと、里親をふやすというのか、のところで少し。

○伊藤座長　　だから施設の、今、高機能化とか多機能化に関する議論なんですけれども、今現状ある4カ所の養護施設の高機能化、多機能化だけではなくて、堺市の施設養護全体の受け皿としての高機能化、多機能化を考えたときに、今ご議論に出てるような、いわゆるケアニー

ズの中でケアニーズの高い子を受けられるような、児童心理治療施設のような施設が必要だということ、そこができる施設職員さんへのサポートもあるし、里親さんへのサポートもあるしという意味での多機能化ですよね。養育者支援、研修であったりSVであったりとか、レスパイトであったりとか、そういったことが担えるような高機能化、高機能な施設を、また今ある養護施設とは別で1つつくりつつ、現状ある養護施設の高機能化、多機能化も図っていくというような、そういうことも、ちょっと内容を計画に盛り込めたらいいなと思いますが、どうですか、事務局として。

○事務局　どこまで書けるかというのが、ちょっとそこは、まだペンディングをさせていただきたいなというふうに思っていますけれども、一定、我々の頭の中にも、この4枚目の

(3)の①の「また、」というところで、「ニーズ調査でも示されているとおり」という「本市」、これをどれだけ書けるかとかという部分がございますので、その考えはないわけではないというのはほんま確かですし、私自身も、そういうことは思っているところはあるんですが、そこはいろんな調整が必要になっていくので、そこはペンディングというか、させて。

○伊藤座長　どこまで具体的に、施設種別とかを書けるかどうかはちょっとまだグレーですけども、今、本市に現状ない施設の確保という文言はしっかり入れ込んで。

○事務局　そこは、意識はしていますし、今後絶対、必要と思っていますので。

○伊藤座長　ありがとうございます。

中村委員、いかがでしょうか。

○中村委員　特に大丈夫。

○伊藤座長　わかりました。

ほか、いかがですか、先生方。

○井上委員　先ほど、門屋委員がおっしゃっていたとおり、実際に、今現在は児童心理施設がない状況で、児童養護施設がそのかわりに担っているわけですよね。ですからやはり、それで担っている中で、実体験としては、そういう子どもさんがいてた場合には、もうチームでケアせえへんかったら、もうとてもやないけどもできない。そういう部分が必ずありますんで、それでやはり、子どもにとって一番幸せという部分を考えますと、里親さんへもし行かれた場合には、里親さんでもう最後、成人するまでずっといててもらうというのが一番、本当は子どもにとっては最高のあり方かなと思いますので、その辺を切れ目ないやり方というの。

○伊藤座長　パーマネンシーですね。

○井上委員 パーマネンシーですね、本当の意味の。そういう部分を考えていただけるようお願いしたいなということ。

あと、それを一つ、この前の報告書で申しわけないんですけど、やはり施設側、施設としては、もう一番のパーマネンシーは親元へ返すというところなんで、ですから実子、実の親に対してちゃんとアプローチをかけていくという部分についても、ぜひとも、もう少し相談所さん等々もしっかりやっていただけるようお願いしながら、もっともっと返していけるような方向をつくっていってもらいたいというのも必要なのかなという気はしますね。

○伊藤座長 家庭復帰に向けた取り組みの促進というか、推進ですね。

○井上委員 家庭復帰に向けた、そうです、はい。

○伊藤座長 それも、施設と児相との連携によってですね。

○井上委員 はい。ただ、今回のこの養育ビジョンについて、そういう部分が余り触れられていないんですよね。みんな里親さん、里親さんという形になっていっていますんで、ですからやはり、本来は実子、実の親、実親に対して返していくというのが本来の姿じゃないかなと。

○伊藤座長 新しい社会的養育ビジョンでも、第一優先順位のところは、家族再統合になっています。

○井上委員 なっていますけどもね。ただ、今議論されている部分が、何かつついそっち方面の話ばかりになりつつありますんで。

○伊藤座長 ありがとうございます。あと③番の、一時保護委託が増加傾向にある中での受け皿の確保というところで、(3)の③のところなんですけれども、「一時保護専用施設の配置を検討する。」というふうにあるんですけれども、これについてはあれですか、現状ある児童養護施設の中に、一時保護の専用の施設を配置ということで、具体的にどんなイメージなのかをちょっとお聞かせください。

○事務局 これは、国の示している一時保護専用施設というところの説明になるんですけれども、全国的に、施設の小規模化というところをうたわれています。本体施設の定員を外に出してというところで、定員を縮小していくというところなんです。縮小すると、やっぱり本体施設に空きスペースというか、ルームが生まれるということになりますので、その部屋を使って、一時保護専用施設というところで、一時保護委託ばかりを受けるような形の職員配置であったりとか、施設の整備とかというのをやっていただくというところの部分になっております。で

すので、これは定員外でやっていただくと、定員をぐんぐんぐんぐん絞っていくというところで、なかなか施設のほうとしても経営が成り立たないというような部分があったりもしますので、それ以外としまして、この専用施設、6人の定員で一時保護ばかりを受けるようなものというのを例えば複数の施設に置いていただきましたら、Aの施設は男の子が入るとか、Bの施設は女の子が入るとかという形で一時保護委託ができて、また、措置されているお子さんとは違う養育もできるということになりますので、施設のほうからも、将来的にはやりたいというような施設もございますので、そういったところ辺の検討というのをやっていきたいというふうに考えております。

○伊藤座長　同じところに「また、」ということで、乳児、0歳時の「一時保護機能も充実させ、」というところもあるんですけども、これは、具体的には、愛育社さんの乳児ホームの活用ということかと思うんですが、井上委員のほうから、ここ、両方、乳児の部分とそれ以外の大きい年齢の子の一保の専用の施設の配置につきまして、施設としては何かご意見等ございますか。

○井上委員　やはり施設としては、将来的にはおっしゃられるとおり、空きスペースが出てきますんで、ですからそこをうまく改装するなり何なりして、一時保護の専用施設というのは必要やと思います。ただ現状の、やはり一時保護の、基本的に言いますけど、保護単価、あれではもうとてもやないけどもやっていけないなど。

もう具体的な話でちょっと申しわけないんですけど、こういう場では問題があるあれかもしれませんが、やはりそういう部分がもう少し改善されなければ、今後一時保護というのは難しいのかな。

愛育社のほうの乳児ホームにつきましてはやはり、今後は一時保護をどんどん積極的にやるという部分と、一応、乳児院とかもやっているみたいですけど、ショートステイもちょっとやらせていただいて、社会的養護の子どもになる前の予備軍、そういう親御さんたちのケアをしていくという方向で、そういう部分も考えていますし。ですからそこで、親子訓練室等々もありますので、里親さんを一緒にそこで寝泊まりしてもらって、里親さんのところへどんどん持っていくという話にも行きますので。

一時保護という点では、全然機能的にはいいんですけど、やはり一番心配するのが、どの一時保護の場合でも一緒ですけども、子どもたちの見立てが全くない状態で施設に来ることが一番心配なんです。ですからどういう病気を持っている、もしくは先ほどの児童自立と一

緒ですけど、物すごい非行があるけども実際には表立ってない。でも、実際に裏ではすごいもうとんでもない人間とつながっていると、そういう可能性もゼロとは言えませんので、そういうときのちゃんとした見立てがきちっとできるような施設というのは、もうまずないと思うんです。ですから、その辺がちゃんとできるのかなと。

もうはっきり言って、これは言うのは簡単なんですけど、実際やるとなったらすごい大変なことになってくると、そういうふうに思います。

○伊藤座長　　一時保護をする目的別で、何か保護施設をできないですか。

例えば今言ったような見立てというか、子どもの行動観察がしっかり必要で、ちょっといろいろ心配な場合には保護所のほうで受けてもらって、そうではないケースは、例えば施設の一時保護施設とかに一時保護委託をしていくとか、そんなにきれいに、口で言うほど簡単にはいかないともちろん思うんですけれども。

その点と、あとやはり、今のその単価ではという話で、その議論も実は大事で、多分、運営上の配慮ですよ。施設の運営上のことを無視したいろんな計画というのは、やはり現実的ではないと思いますので、その点も踏まえて、施設に、そういう一時保護をお願いしたりしていくときの配慮というか、注意点みたいなのは必要だと思います。

ほかいかがでしょうか。お願いします。

○福田委員　　今回の計画の中に、母子生活支援施設ってどういうふうに入っていきますか。

○事務局　　それは2回目でしたかね、来ていただいて、施設の先生に。今は、堺市の母子生活支援施設におきましては、他市からの入所を受けて養育しているというようなところですが、今後は在宅支援といたしまして、堺市におられる母子を、できれば措置というんですか、入所して、そこでフォローしていただく、支援していただくというふうに考えています。

○福田委員　　ありがとうございます。

ちょっとさっき、井上委員からもおっしゃってた、母子で、親も含めてみたいな話があったと思うんですけど、母子生活支援施設の利用って、今、DV被害の方とかが多かったりとかして、施設として結構閉じられていたりすると思うんですけども、そうではないタイプ、基本的な生活能力が十分ないんだけど子どもへの愛情はあるよという場合に、どうしようかな、じゃ、実際子育てできるんですかというとなかなかうまくできないとなったら、やっぱり分離かな。でも、お母さんと一緒に入るところがあれば生活をやっていけるんやけども、母子生活支援施設に入りますかとなると、いや、めちゃめちゃ制限多いから、ちょっと難しいなとみた

いなところもあって。

世帯で保護する仕組みって余りほかになくて、そこって母子生活支援施設に特化しているところだと思うんですけども、また違う枠組みで、社会的養護の子どもと、そういう、大体このケースって子どもの問題というより、その親がなかなか十分な養育能力がないみたいなきに、それをサポートするような枠組みとか将来像みたいなものが、どこかに入ったりとかいうのがあるといいのかな。

それは、今、国に求められている養育ビジョンの枠を堺にどうはめんねんみたいな議論を超えて、堺の社会的養護を自律的にといますか、うちはやっていますよみたいなものが出てくるとおもしろいかなみたいな。もう国が言うてるからやんなあかんみたいになると、何かちょっとテンションが上がらんみたいなところであると思うんですけど。やっぱりこれだけしっかり調査をしていくと、いろいろデータが出てきて、国のサービスメニューにないみたいなものも、本来必要なのかなみたいな。

多分そういったことを、実際、あらゆるごちゃごちゃしたものが全て、今4つの児童養護施設でいろんな形で見てもらっていて、何かそこを抽出していくと、単にその施設を分けたいよねというものではないものも出てきたりするのかなって気は、そんな、どうですか、井上委員、その辺は。

○井上委員　実際に、もう一番のやっぱり問題になるのが、重複の障害を持っているというんですか、知的障害があるんやけども情短ケースやとか、そういうのも結構、入所してからわかる場合が多いんで、ですからそういうところの部分、ほんならどっちに行くねんと。

ただやはり、そういう知的に障害を持っておられる方というのは、ある程度思春期ぐらいになってきたら、そういう施設へ今度逆に措置変更にさせていただくとか、そういうこともお願いせなあかんので、ですからそういうことを考えていくと、堺で本当はずっと育てていってあげられたらいいなと思うんですけど、なかなかそれがかなわないというのが、現実としてはありますね。

○伊藤座長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

時間がちょっと迫ってきているんですが、ちょっと十分ご意見をいただけていない⑤番のアフターケアのこの、年長児で家庭復帰等へつなぐことが困難な子どもへの適切な自立支援及びアフターケアで、これは⑤のところ、国の予算措置等の動向を視野に入れながら、各施設に自立支援専門相談員を配置することを検討して、アフターケアの充実を図ることなん

ですけれども、これ、議題の都合で、井上委員にばかり意見を求めてしまうんですが、現状、各施設で、今自立支援専門相談員がない中で、アフターケアされているのご苦労とか、何か要望とか、盛り込んでほしいものがあればぜひ。

○井上委員　　基本的には、これは全部、ある一定の主任指導員クラスの間が、ボランティアでやっているのが実情です、現状です。

　例えばうちなんかでも、ちょっと九州のほうへ行った子どもで問題を起こして、そこまでうちの主任指導員が行って、実際に部屋の片づけをして、その子はその後どこに行ったのかな、刑務所行ったのかな。とりあえず、少年院に行ったかどちらかなんですけれども。そういうことを実際にやりに行くと、ほんなら、そのときの費用はどうなるねんって。費用はいいんですけど、やっぱり時間をとられたり、その部分が結局、本来、本体でいてる子どもたちのケアができる時間を割いて、そういうところへ行っているわけですね。ですから、その辺がやっぱりかなり大きな部分になってきますんで、できるだけ、これは堺市さんのほうの予算要望にもお願いしているんですけど、お願いしているところです。

○伊藤座長　　やはり自立支援とかアフターケアに特化して動ける職員さんと必要な予算確保を、どの施設も必要としているということですよ。

○井上委員　　そうですね、はい。

○伊藤座長　　国の予算措置の動向も視野に入れながらということなんですけれども、国の予算措置がない状態で、今、東京都だけですけれど、東京都が単独事業で、自立支援コーディネーターを各施設に置いたりしています。ちょっと予算の希望とかが、東京都と堺市では大分と違うことも重々承知していますけれど、それ以外の大阪市とかほかの自治体でも、その限られた予算を使って、自立支援を専門に行える職員を配置したり、工夫をしているところなので、ぜひこの点も、計画のほうにしっかり盛り込んでいきたいところだと思います。

　これ、ここは施設の多機能化なので、施設の子どものアフターケアになっていますけれど、ぜひそこで、里親家庭を出た子どもについてもそういったケアの対象になるように、例えば児童相談所に自立支援コーディネーターを配置しているような自治体だと、施設だろうと里親だろうと、とにかく社会的養護を巣立った子のずっとアフターフォローができたりしているので、堺市としてどういう形で支援を行っていくのか、まず、施設に置くということはとても大事だと思うんですけれども、ちょっと里親家庭の子どものアフターケアは、フォスターリング期間をどういうふうにしていくのかも含めて、ぜひちょっと、もう計画の中に入れていただけたらと

思います。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、最後になります。議題の3番です。「一時保護改革に向けた取組」について、事務局のほうから、ご説明をよろしく願いいたします。

○事務局　そうしましたら、「一時保護改革に向けた取組」1行、3番の説明をさせていただきます。

基本的に、ちょっと読み上げさせての説明となりますので、ご了解いただければと思います。

まず6ページ目ですけれども、「一時保護は」というところの見出しにございますとおり、最善の利益を守るために、子どもを一時的にその養育環境から離すものでありますけれども、そうした中でも、子どもの権利養護が図られまして、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であるというところでございます。

ガイドラインでも、一時保護に関して指摘されている問題解決に向けまして、自治体や関係者が進む方針を共有し、一時保護を適切に行いまして、実効ある見直しを進めることが求められています。本市におきましても、現状を踏まえまして、子どもの最善の利益を守る立場から、一時保護のあり方について見直しを行いたいと思っております。

まず、「一時保護の受け入れ先」の整理という形で、1番としてまとめさせていただいております。

受け入れ先としまして、乳児の場合ということと、乳児以外ということでもまとめさせていただいてまして、ごらんのとおりというふうになっておりますが、少しここで整理が必要かなというふうに思ったのが、一時保護所の※1と一時保護委託の※2というところでまとめさせていただいております。

まず、※1の「一時保護所へ入所する児童」というところで、大きく2つ「緊急保護が必要な児童」と「行動観察が必要な児童」というところ です。

例を少し読み上げさせていただきます。緊急保護の部分ですけれども、「児童の命と最低限の生活保障」を行う必要があると判断するもの、「虐待通告により、職権保護で保護した児童」、「家出を繰り返し犯罪にまきこまれる可能性のある非行児童」というようなものが、緊急保護が必要な児童。

行動観察が必要な児童ですけれども、例としまして、「児童の特性の問題や適切な関わり方、集団の適応性、日々の生活から観察をし、心理判定等が必要な児童」であったりとか、「投棄

や医療機関の受診等の的確な診断が必要な児童」、「児童養護施設等で不適応を起こした児童」さん、これらが行動観察が必要な児童というところで、一時保護所へ入所すべき児童だというふうに考えております。

※2としまして「一時保護委託のする児童」というところで、「保護者の病気による保護等、単純養護が必要な児童」、「通学が自身で可能な高校生」、「一時保護所でのアセスメントを受けた児童で、児童の処遇の方向性や適正に合わせて一時保護委託が適切である児童」、これらが、一時保護委託する児童というふうにまとめさせていただいています。

こういうようなものを踏まえながら、6枚目のほうに行かせていただきたいというふうに思います。

まず、ここでは、〈国の方向性〉をうたっております。

一時保護所の必要定員であったりとか、一時保護専用施設、委託一時保護が可能な里親等のその数について確保することというところになっております。

(1)番としましては、「一時保護所の必要定員」というところで、一時保護所の数を示しております。ごらんの①番の表のとおり、30年度におきましては、1日当たり20人を超えるような児童の入所数というような形になっております。

ここから見えてくる課題ですけれども、30年度におきまして、虐待相談件数の増加に伴いまして、緊急保護がふえて、定員数を超過した入所状況となっております。定員数は20です。令和元年度におきまして、その20から24名に増員したんですけれども、昨今の鹿児島県的事件でありますとおり、疑わしきは一時的保護というような話がございまして、今後も増加が見込まれるというようなことになるかと思っております。

2つ目の課題ですけれども、不適切な養育によってダメージを受けた児童の入所がとて多くて、さまざまな問題行動であったり、身体的・精神的な症状がございまして、個別に処遇を行う必要があるということです。

今後の対応なんですけれども、一時保護所のさらなる定員増加について検討をしていかなければならないというところと、一時保護所に入所中の子どもに安心感を回復させまして、適切に大人を頼り、自宅や学校・施設等への生活適応を高められるようなケアを重ねていくということが重要だというふうに考えております。

これが、一時保護所のまとめです。

続きまして、7枚目です。今度は、「児童養護施設等における一時保護委託の確保数」とい

うことでまとめさせてもらっております。

一時保護委託の件数の推移ということでまとめさせていただいております、児童養護、乳児院、里親というところで、ごらんとおりの推移があるかと思えます。

これに対する課題ですけれども、児童養護施設におきまして、委託の件数が伸びてきておりまして、今後も受け皿の確保が必要だというふうに考えます。また、各施設におきまして、定員内で入所枠があるものの、この意味につきましても、例えば100人定員で入所している子どもが90人だということ、もしかしたら10人枠があるんじゃないのというふうに思いがちなんですけれども、ユニット単位での養育を現在行っているようなところがございます。ですので、子どもの年齢であったり、性別であったりということによって委託できないというような場合があります、さらなる受け入れ枠の拡大というのが必要だというふうに考えます。

2つ目の丸ですけれども、乳児の一時保護委託の受け入れ先につきましては、乳児院との入所調整が非常に困難であるというような課題がございます。

これに対応する対応策としまして、まず、白丸1つ目が施設のほうになるんですけれども、先ほど来から言っていますとおり、一時保護専用施設等を設置することによりまして、子どもの状態に応じた適切な一時保護の実施を目指していきたいと、措置による入所の児童と、一時保護をされた児童が混在するような施設ではなくて、双方を分離して養育できるような形に持っていきたいというふうに考えております。

2つ目の白丸ですけれども、乳児の委託と乳幼児というふうな形でイメージはしますけれども、まずは乳幼児を受けていただく里親さんのリクルートを進めていきたいということで、里親の数を確保しまして、開放的環境である里親宅への一時保護というのは、安全確保であったりとかアセスメントが可能である場合につきましては、子供の権利を考えた上では最優先であるかと思えますので、里親さんをふやして、委託を進めていければなというふうに考えます。

これが、一時保護委託の確保数の説明になります。

続きまして8枚目のスライドです。今度は、この「一時保護の環境及び体制整備」というところでございます。

<国の方向性>に書いてあります「一時保護ガイドライン※」というところですが、この※の説明をさせていただきます。

「一時保護ガイドライン」抜粋」というところをごらんいただきたいんですけれども、その1行目の後ろの、「家庭における」というところですが、家庭における養育環境と同様の

養育環境あるいはできる限り良好な家庭環境にあつて、これは措置と同じ考え方なんですけれども、個別性が尊重されるべきである。そのため、一時保護を行う場合におきましては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境での一時保護ではなくて、開放的環境における対応もできるよう、一時保護所内での開放的環境を確保することと、委託一時保護を活用するなど、地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましいと、これに向けた体制であるとか、環境整備を行いなさいというような国の方向性となっております。

「現状」のほうに移ります。まず「一時保護所のハード面」というところですが、ここにつきましては、高い評価を他市からもいただいております、十分に子どもの居心地のよい環境を提供しているというふうに、我々のほうでは考えております。

白丸の2つ目ですが、充実した個別対応を可能にするため、1階に一時保護所でありますが、個別対応の居室を整備しまして、学習指導員を配置しているというところ。そして、児童養護施設等ですが、ここで一時保護委託された場合につきましては、開放的環境において、子供の安全の確保であったり、必要なアセスメントが可能な場合につきましては、子どもの地域での生活を可能な限り保障するために、子どもの意見も聞きながら、外出であったり通学であったり、可能な限り認めさせてもらうとともに、できる限り原籍校への通学が可能になるように努めさせていただいております。

こういった現状の中から出てくる課題ですが、一時保護所の入所の状況というのは、長期化、先ほどの表でもありまして、定員超過の傾向がありますので、現状の職員の体制では、支援・ケアの質をもっともって確保していく必要があるというふうに考えます。また、児童養護施設への措置の入所ができずに、やむを得ず一時保護所での入所が長期化するというような場合があるという形になっております。

今後の対応といたしましては、一時保護所の専門性向上に向けた人材育成及び養育環境の整備を検討していきたいというふうに考えます。また、先ほど来からありますとおり、施設に一時保護専用施設を設置していきたいというふうに考えております。これが、環境と体制整備となります。

最後にですが、9ページ目の「一時保護された子どもの権利擁護」のほうに移らせていただきます。

ここも措置と同じように、一時保護のお子さんにつきましても、しっかり権利擁護を守れるような取り組みをしていかなければならないというところでの堺市の現状ですが、十分

な説明は現在でもやっております。

2行目ですけれども、一時保護中の面会や通信の制限などについても、児童福祉司は、子どもや保護者に連絡して説明をしています。また、施設の規則においても、年齢とか状態に応じて説明をさせていただいていたりとか、意見箱の設置であったりとか、子ども間の何らかのトラブルというような相談をするときの連絡先を記載したポスターなんかも掲示させていただきまして、意見表明ができるように取り組んでいるところでございます。

白丸2つ目ですけれども、保護者への一時保護を決定したときには、決定通知と不服申し立ての手続についても説明を行っているところでございます。

ここからの課題ですけれども、一時保護された子どもの立場に立った質の高い支援を行うために、一時保護所におきまして、第三者評価を活用するなどした自己点検というか、自己評価と申しますか、外部評価も含めて、やっていかなければならないというふうに考えております。

今後の対応といたしまして、それとリンクするような形で、1個目の白丸ですけれども、児童一時保護所におきまして、第三者評価制度の整備を検討していきたいというふうに考えております。

2つ目の白丸ですけれども、一時保護所を退所する子どもにつきましても、アンケートを実施しまして、さらなる処遇の改善に努めていきたいと、このように考えております。

以上、長くなりましたが、一時保護の説明です。

○伊藤座長 ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。先ほども少し一時保護の話が出たところではあるんですけれども、改めて、いかがでしょうか。

先ほどの事務局からの説明にもありましたけれども、堺市の今の一時保護所、非常にハードの雰囲気やかさとか、個別対応用居室があるとかいろいろな意味で、本当に市外からも高い評価を得ていまして、全国から、いろんなところから視察が来ていると伺っています。

この一時保護所のソフト面、あとハードだけではなく、通学保障もするなど、かなり工夫をしているので、この今現状の一時保護の質のよさをキープしながら、それに負けないようなとか、それと同じような質を担保できる一時保護専用施設ですとか、里親等も含めた一時保護委託先の開拓ですとか、養成みたいなことを進めていけたらというふうに思っています。

ただ現状、先ほどの実績のところ、7ページ、一時保護委託件数の現状で、里親さんへの

一時保護委託が平成30年に急にばんと2桁になったんですが、この辺って、子相として何か工夫されたとか、この背景とかってありますか、前の年が0件なんですけど。

○事務局 短期里親の募集をかけていただけたので、短期間ならということで、たくさん里親さんに登録をいただいたのが30年度なんです。実際、乳児院がもう全く確保できない状況が続いていましたので、まず里親に委託というところと、短期であってもつなぐということを含めて。

かなり、あと里親担当を4名、兼任を含めてですけどふやしましたので、頻繁に行ったりとか、短期であっても、もうフォローに入るという形であったりとか、あと乳児を預かると、やっぱり病院であるとか受診もふえたりしますし、面会が、もう多い子は毎週とかいうことで移送に走っているんですけども、そういう人員を確保して、何とか里親さんで見てもらえるようにしようという方向にあります。

何か今、乳児については大体半数ぐらい、30年度からは、里親さんにまず一時保護なり委託なりという形でとらせていただいて、残り半数は、親が取り戻しに来る可能性があるとか、非常にリスクの高いお子さんであるとか、障害を持ったお子さんであるとか、そういうお子さんについては、やっぱり乳児院を当たるという形にしています。

○伊藤座長 ありがとうございます。

里親への一時保護委託も積極的にということは、国のほうからも出されていますし、今後、堺のほうでも進めていくことになろうかと思うんですが、実際こうやって里親さんへの一時保護委託を進めてくる中で、やっぱり施設へ一時保護委託するときとは違う難しさとか、必要になる物品であったりとか、配慮だとか、ソフト面、ハード面の両方、その人員の確保も含めていろいろあろうかと思しますので、そのあたり、これを進めるのであれば、計画のほうにももっとこういう予算措置が必要やとか、人が必要だとか、こういうことも想定しなきゃいけないところで、もし何か今の時点でお気づきのこととかあれば1点でも、1つでも2つでもいただければ。

○事務局 新生児委託もかなり積極的にやっていますので、病院から直接お願いすると、やっぱりリスクというのがつきもので、里親さんのリスクをどうやって下げられるかという1つ課題かなと。

1つ例で言うと、乳児院でしたら、検知装置みたいな形で入れているんですけど、そういうものの導入が必要じゃないかなとか、ただすごく鳴るらしいので、里親さんに申しわけないんか

なという話の議論は出ています。

物品に関しては、今プールしていただいているそこからとか、一保委託の場合は、一時保護所のほうに物品を置いていただいている、それをセットで持って行かせてもらうという形で行っています。

○伊藤座長　ありがとうございます。

里親委託をふやしていく、推進していく中で、里親さんのリクルートのあり方で、何となくイメージとして、通常の養育とか長期養育よりも短期のほうが簡単なのではないかと、一時保護のほうが簡単なのではないかというようなイメージを持つ方も少なくないと思うんですね。けど、決してそういう側面だけではなくて、一時保護だからこその難しさとか、短期だからこその難しさもあると思うので、その辺、登録前とか委託前の研修のときに、例えば短期で希望されてきた人への説明であったりとか、実際に一保委託をするときの説明が、これまで以上に丁寧にされることが必要なのかなということを思います。

○事務局　今だから、去年からですか、里親さんに、委託のときもファイルをつくりまして、そこに必要な書類であるとか、注意事項であるとか、連絡先、子どもの状況というのをセットで運ぶような形にしてまた引き揚げてくるという形で、ちょっとそういう工夫をしたりとか、適宜はさせていただいておりますけども。

○伊藤座長　ありがとうございます。大事な取り組みかと思しますので、よろしく願います。

○事務局　あと、病院と歯科医の先生に、堺でも研修を始めているんですけども、やっぱり里親というものに対する理解とかというところの啓発は、ますます必要になってくるかなというふうには思っています。

特に乳幼児さんなんで、どうしてもお医者さんとの関係というところは切り離せないものになってきますし、預かっていただく分に関しても、そのあたりの安心感という意味で、やっぱり医療機関がちゃんと理解をしていて、そこにかかればいいというところというのは、しっかりとつくっていかないといけないかなというふうには。

○伊藤座長　ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか、委員の皆様から。お願いします。

○中村委員　意見というほどではないんですけども、通し番号9ページの「一時保護された子どもの権利擁護」の「現状」のところ、まず1つは、面会や通信制限について、どの程

度の説明をしていくのかといったところがあるんですけども、私の実感として、やはりこのあたり、最近、保護者さんも非常に意識はされていて、私も堺市の話ではありませんけれども、一時保護の取り消し訴訟であるとか、面会通信が不当に妨げられたということで、国家賠償というようなことでの訴訟を担当しております、なかなか厳しい。

実は、面会を制限することの正当性というのを言葉で説明しようと思うと、なかなか難しかったりもするんですけども、でもやはり、人によっては代理人をつけて、これで会わせないのはどういう法的根拠があって、どういうふうに、なぜ会わせてもらえないのかしっかり説明してほしいみたいなことをかなり突きつけられているところがありまして、一時保護だけではなくて、面会を制限されるということに対しての親御さんのつらい思いとか、それはしっかりと、自分たちの法的な権利として主張していこうという機運は高まっているなというふうには思いますので、よくよく丁寧に説明する必要があるかなと。

例えば1例を挙げると、それまで、手紙のやりとりはさせていたんですけども、あるときからぴたりと手紙のやりとりがとまってその説明がないとか、それまでできていたことが、またより制限が強まったんだけど説明がなされていないといったときに、やはり、かなり反発を受けることとかもあって、そういう訴訟リスクがあるからちゃんとしなさいよと言ってるわけではないんですけども、そういった一時保護された、あるいはその間の面会をしたいといったようなところの意識は高まってきているというのは感じるところではあるので、十分な説明というのは、保護者さんにも必要だろうなというふうには思っています。

あとこの意見箱の設置等のところも、これも私、前回もどこかの場面で申し上げたことがあると思うんですけども、意見箱を設置して、ちゃんと自分の意見を表明できる人というのはなかなかなくて、私も、自分が幾つかの児童養護施設などにかかわって委員をやっていますけども、なかなかこの人に相談してもいいですよとって相談に出してくれるわけではないので、この意見表明を支えるための何か手だてというのが、工夫が必要だろうなというふうには思っています。

何かそこらあたり、具体的な検討というか、またしていただきたいなと思っています。

○伊藤座長　ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○門屋委員　乳幼児さんの里親委託に関してなんですけど、大阪府で、突然死のケースがありましたよね、里親さんに委託された後に。なので、ただ、私たち自分自身が里親で、子ども

相談所にしても関係機関にしても、直に里親とかかわってくださっている方は、里親やからと
いって、子育てのプロじゃないということは百も承知なんですけど、これが世間に行くと、何
かまたちょっとそこが変わってきているという、変わるというか、里親をするくらいやから、
子育てには自信があって、それなりのスキルも持っていてみたい、そういう目でどうしても
やっぱり評価されがちですし、見られがちというのは、まだまだ世の中には浸透していないか
な。

もちろん、里親宅で子どもの身の安全も守るところはあたり前なんですけど、何かそ
れが、里親をリクルートするときにもすごく高いハードルになっているって、里親やから完
璧にせなあかんみたいところが。もちろん命を守るというのは、もう絶対的な大前提なんで
すけど、そここのところが、もう少し本当に世の中に浸透していってくださるとありがたいな
という思いがあります。

もちろん里親会でも、乳幼児の突然死のことに関しては、少し勉強会をやったり研修会をや
っておられる里親会もありますし、世の中で起こることは、里親家庭にも起こるんやねとい
うのは、里親サロンでも言ったりしています。ドラム式の洗濯機にうちの子が入らないとい
う自信は、どの里親さんもないって言っていました。じゃ、そのためにどうするかというのは、各
ご家庭で、いろいろやっぱり考えていらっしゃるし、事故に関してもそうですし。

ただ何となく、やっぱり世間でいくと、里親さんってすごいよねという言葉の裏に、大丈夫
なんでしょうみたいな、何か何とも言えん保障を押しつけられている感というのは、どの里親
さんも、何となくそういう圧というか、プレッシャーというのは、感じておられるんじゃない
のかなというのを感じます、思います。

○伊藤座長　　ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。福田委員、いかがですか。

○福田委員　　あれこれ考えておりましたけども、一時保護所の今後の方向性の中に、8ペ
ージですか、今後の「専門性向上に向けた人材育成及び養育環境の整備を検討していく。」とい
うところで、これは、2つは一緒なのかなと思っているんで、人材育成と養育環境ってどう絡
むのかなというのが、ちょっと説明があれば。

○事務局　　ちょっと書き方がまずかったかもしれない。

人材育成というのは、読んで字のとおりというところ。「及び養育環境の整備」とい
うところのイメージですけれども、先ほど何ページ目ですか、6ページ目に、「今後の対応」と

いうところで、「更なる定員数の増加について検討を行う。」というところがございまして、例えばですけれども、増、定員がふえますと職員もふやさなければならないというような過程であったりとか、また、居室を整備していかなければならないという過程であったりとか、そういうような、さまざまな環境養育の環境というのが変わってくるという部分であったりとかというのがあるので、職員さんの勤務ローテーションの見直しであったりとかというようなところで、そういう子どもたちをめぐる環境が変わっていくので、その整備というのをしていかなければならないというようなイメージで書かせていただいているんですけど、少しわかりにくかったですか。

○福田委員　何か、多分そうかなと思ったんですけども、定員をふやして、養育環境をよりよいものにしていくって、結構難しいやろうなとは思いましたけど。

○事務局　定員をふやして、職員数が例えばそのままなのであれば、忙しくなって、時間外がふえたりするとかということに直結してつながってしまうので、これはどこまで言えるかは別としまして、こういうような、取り巻く環境というのを整備していくというところかなと思っております。

○福田委員　わかりました。もう一点いいでしょうかね。

○伊藤座長　はい。

○福田委員　もう一個は、やっぱり一時保護所の保護所たるゆえんって、しっかり子どもをアセスメントするということになってくると思うんです。これから施設で一時保護委託を一定程度受けていくよというふうになったときに、現状として、多分、里親宅に委託して、そこで里親さんにアセスメントしてくださいというイメージって全くないと思うんですよね。でも、これがデータでも、結構やっぱり施設への一時保護委託というのがふえている状況の中で、一時保護所が抱える子どもをアセスメントする力というものをその施設の方と共有していくような、そういう方向性というのが一定あると、先ほど井上委員がおっしゃった、どんな子が来るかわからんみたいのところへのケアを具体的にどうしていくのか。

多分、これまでの委託を受けたというのは、一時保護があって、その後、施設にやってくるときに、どんな子かわかっているよというのやったと思うんですけども、これからは、ようわからん子も一時保護してくるよねといったときに、それと同じことが一時保護所でも起こっているわけであって、それがうまくいくようなプロセスというのを考えておくと、一時保護所をそんなに大きくしなくても、施設でしっかり受けられるというふうになったほうが。結構、苦

しい書きぶりかなと思って。環境整備をしながら、でも定員はふやすみたいなことではなくて、定員は今のままだも、ほかで受け入れたら、本当はいいのかなというふうに私は思いました。

○伊藤座長 その辺はいかがですか、施設でアセスメントというのは。

○事務局 そこをもししようとするならば、多分、専門職の配置が必要になってくる。

○伊藤座長 各施設にですよ。

○事務局 各施設に、そうです。心理職とかある意味そういう、やっぱりその中で、子どもを見られる人が必要になってくるということ等を含めての話になってくるかと思えますし。

現状、なぜこういうことになっているかという、結局、緊急一時保護する子どもの数がもう倍増しているんです。その中で、本来であれば、一時保護所で見なければいけない子どもなんですけれども、ここにあったように、一定一時保護所も、子どもたち一人一人の質の維持ということを考えていったときに、何でもかんでも子どもを入れればよいというものでは決してないとは思っているんで、なってきたときに、やっぱりその場でということでお力を貸していただくという形になっている現状はあるんです。

なので、児童相談所としても、やっぱり子どもさん自身の状況を見ながら、あっちにしたりとか、もうすごい日々やっている状況の中で、確かにアセスメントのところを共有するというところはあれなんですけど、今、それ以上のところを施設さんに求めるというのは。

○伊藤座長 求めるというのは、ちょっと現実的ではないし、やっぱり子相、措置権者である児相の役割と措置をお願いする施設の役割というところで、そこは線を引きたいという感じですかね。

○事務局 そうですね、はい。アセスメントということに関しましては、やっぱりうちの中での人員で、心理も含めてですけれども、いろいろ医者もそこでお願いできたりとかしていくような環境の中でアセスメントしていくというところが、それが仕事ではないかなというふうには思っているんで。

○伊藤座長 なので、多分イメージとして、資料3の1枚目の5ページにあるとおり、保護所に入所、一時保護所で保護するべき子どもと、委託をする子どもというアセスメントを多分まず保護したときに、児相がして、一旦その行動観察が必要とか緊急保護ということで、一保護所で見えていたけれども、いろいろアセスをして、プランを立てていく中で、施設入所であろうということであれば、入所する予定の施設に一保委託をかけていくけど、まだわからないので、一保専用の施設で見てもらって、そこから移るといようなイメージかなというふうに、

個人的には理解をしていたんですけれども。

○事務局 はい、そうですね。それが可能であるならば、それがやっぱり一番いい形。

○伊藤座長 そういう形での施設と一保と児相との連携といいますか、一保のあり方、改革とか枠をふやしながらか、きちんとアセスメントができる体制を整えていくみたいな感じですかね。

○事務局 はい。一時保護所でのやっぱり処遇は、できるだけ短期間にアセスメントするというのは鉄則だと思うんですね。子どもの生活というそれでは、きちっとまずアセスメントをして、見きわめをして、施設にお願いする場合は、やっぱりそこからの学校通学も想定したりとか、保育園に通園させてもらったりとか、里親さんなんか、本当に保育所にそのまま連れていっていただいとということをしていただいているんですけれども、地域性であるとか、あとのフォローであるとか、そこら辺の見きわめもアセスメントした上で選択しているというか、選べるだけの数があれば、もっと子どもにとっていいなというのが、児相としての気持ちなんです。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ちょっとそんな困難も踏まえての一時保護のあり方、一時保護の解釈ということで、また次回、計画のほうを示していただけたらというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。はい、お願いします。

○井上委員 ちょっと気になったのが、8ページ目の「現状」というやつで、やはり児童養護施設なんですけど、外出や通学についても可能な限り認めるとするのは、先ほどおっしゃられていましたけど、これは本当にしてあげたいんですけど、これはまた人の問題、やはりそれがかかわってくるんです。ですから、これ、悲しいかな、児童養護施設が今中区に3カ所と、あと上野芝にしかないという。特に北区とか堺区、あの辺、もしくは南区の外れのあたりから来られているような方については、ちょっとそういうことがなかなか難しく、その辺はもう少し一緒にあわせて、言うといってもらえたら助かるかなと思いますね。

その後ろも一緒ですね。原籍校への通学、これが高校生の人でしたら別に大丈夫なんですけど、やはり中学生ぐらいになりますと、ちょっとその辺が義務教育中は難しくなってくる。

それとやはり、もう一つあるのが、そういった場合に、実際に相談所の所長が全ての責任を負われるというふうになっているはずなんですけども、もう勝手に、その辺のやりとり、その辺が本当に可能なのかなと、もう施設側がもしそういうことをやっていて、もし事故にでも遭

った場合の責任はどうなるのか、そういう部分のちゃんと整備がまだできていない部分がたくさんありますので、その辺も、ちょっと難しい部分はあるのかなど。

○伊藤座長 一時保護委託中に何かあったときのガイドラインというか、取り決めにちゃんとしておくと。

○井上委員 そういう部分のきちっとしたものがなかったら、ちょっと難しいのかなど。

○伊藤座長 それは、里親に委託する場合も一緒ですね、一保委託する場合もそうですね。

○井上委員 一緒ですね、それは。

○伊藤座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは以上で、用意されていた議題3つとも終了することができました。何かここままで、議題を戻ってでも、1、2、3どれでも結構です。改めてつけ加えたいこと、言い忘れたこと等、委員の先生方ございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大丈夫そうでしょうか。

それではこれにて、本日の案件は全て終了いたしましたので、会の進行を、事務局さんにお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 座長、ありがとうございます。

そして、委員の皆様方も、貴重なご意見、ありがとうございます。

今後、きょうが5回目ということで、次、6回目ということで、いよいよこの計画の素案を作成していくところになっていきます。

次回のスケジュールのほうは、前回のときに、ちょっと大体これぐらいの日程でということをお示しさせていただいて、事前にご確認をさせていただいたところ、次回、10月25日金曜日、お昼2時から夕方4時までということで予定させていただいております。会議室のほうは今ちょっと調整中ですので、また追って連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

あと、本日の資料につきましては、いつもどおり持ち帰りになっていただいても結構ですし、持ち帰りいただく場合、またピンクのファイルのほうに、1回目からきょうまでの5回までの資料のほうはファイリングさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それではこれで、本日の懇話会を終了させていただきます。長時間、ありがとうございました。お疲れさまでした。

以 上